



農地・農業用施設等における  
災害時の応急対策に関する細目協定書



沖縄県宮古農林水産振興センター

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会宮古地区

# 農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する細目協定書

沖縄県宮古農林水産振興センター所長安里和政（以下「県」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会宮古地区長長田幸夫（以下「建設会」という。）とは、平成27年2月23日に沖縄県と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会が締結した「農地・農業用施設等における災害時の応急対策に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第8条に基づき、次のとおり細目について協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、基本協定書における運用を定め災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確に行うことの目的とする。

## （対象となる施設等）

第2条 この協定の対象は、県が管理する以下の公共施設等や区域（以下「公共施設等」という。）とする。

- (1) ダム
- (2) 地すべり防止区域、農地海岸保全区域
- (3) その他県が対象とすることが適当と認める施設

## （対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び第40条第1項の規定により策定された沖縄県地域防災計画に基づき沖縄県災害対策本部が設置された場合
- (2) その他県が建設会の協力が必要であると認めた場合

## （応急対策業務の内容）

第4条 県が建設会に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被害情報の収集及び県に対する報告
- (2) 公共施設等からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他県が必要と認める業務

## （協力体制の整備）

第5条 建設会は、基本協定書第5条の規定に基づき、各建設会地区組織及び広域的な協力体制を整備し、その内容を県に通知するものとする。

2 建設会は、前項の協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに県に通知するものとする。

#### (災害時の情報収集)

第6条 県は、沖縄県災害対策本部及び沖縄県災害警戒本部などが設置され、かつ県が建設会の協力が必要と認める場合は、気象等に関する情報を建設会に速やかに提供するものとする。

2 建設会は、前項により受理した情報を会員に速やかに周知するとともに、隨時、会員から災害の被害情報を収集し、様式第1号により県に連絡するものとする。

#### (協力要請)

第7条 県が建設会に協力要請を行う必要がある場合は、様式第2号により次に掲げる事項の実施を要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応急対策業務の内容
- (2) 応急対策業務を実施する日時、場所
- (3) その他必要な事項

2 建設会は、前項の要請があったときは、応急対策業務を実施する従事者（以下「従事者」という。）を様式第3号により県に報告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付する。

3 前項の規定に拘わらず、広域的な応援が必要となる場合は、基本協定書第6条に基づき沖縄県農林水産部農地農村整備課、県の管轄する区域から最も近い出先機関（以下「近隣の出先機関」という。）及び建設会の事務局との間で応援体制を協議し、近隣の出先機関においても協力要請を行うことができるものとする。

#### (応急対策業務の実施報告)

第8条 建設会は、応急対策業務が完了した場合は様式第4号により県に完了報告書を提出するものとする。

#### (損害補償)

第9条 応急対策業務の実施に伴い、従事者が県又は建設会の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、建設会は、その事実の発生後遅滞なくその状況を県に報告し、その負担について県及び建設会で協議して定める。

2 応急対策業務の実施に伴い、従事者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合は、従事者を雇用する建設会の会員が行うものとする。ただし、同法の適用がない場合、従事者の申請のもとに県又は建設会とで協議するものとする。

#### (協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の30日前までに県又は建設会の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

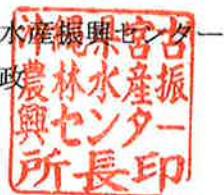
(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、県と建設会で協議して定めるものとする。

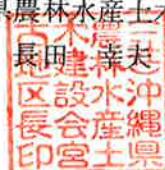
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、県と建設会で記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 27 年 6 月 29 日

沖縄県宮古農林水産振興センター  
所長 安里 和政



一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会  
宮古地区 地区長 長田 幸夫





沖縄県水林農興所

